

生活安全ニュース

第 12 号

平成23年3月23日発行

編集・発行 台東区危機管理室生活安全推進課 〒110-8615 台東区東上野4丁目5番6号 TEL 5246-1044 FAX 5246-1019
ホームページアドレス <http://www.city.taito.lg.jp>



暴力団のいない 安全・安心な街に...

暴力団は、けん銃等を使用した凶悪事件を起こすほか、覚せい剤等の薬物密売や振り込め詐欺グループに関与したり、事業者・商店から、みかじめ料※₁等と称して不当にお金を集め資金源とするなど、皆さんの生活の場に深く介入しています。

また最近では、自分が暴力団であることを隠して一般社会に紛れ、合法・非合法の資金獲得活動を繰り返しています。

※₁みかじめ料…暴力団が称する縄張り内で営業する飲食店などに対して、用心棒料やあいさつ料などの名目で違法に要求される金銭。

暴力団の情勢

暴対法※₂が平成4年に施行されてから、暴力団の暴力的な要求などに対する取り締まりが強化されたことにより、全国の暴力団員数は減少してきました。それに対し下記のとおり、東京都内では微増をし続け、特に全国最大勢力である山口組は、ここ数年で急激な増加がみられます。これは主に、企業活動の形態で浸透してきているとされ、今後も日本経済の中心地である東京都への進出は、更に進むことが懸念されます。

※₂暴対法…暴力団員による不当な行為等に関する法律。

都内における暴力団勢力の推移



家族みんなが安心して暮らせる街だと思っていたけど不安だわ…。

いままで暮らしたこの街で、静かに住み続けたいけど大丈夫かな…。

暴力団が、皆さんの「安全・安心な生活」に不安を感じる要因の一つになっているのですね。

台東区では、平成17年に「暴力団追放都市宣言」を行ってから、様々な取り組みを実施しています。下記の取り組みのほかにも、区で管理する住宅や施設の条例に「暴力団排除の規定」を盛り込み、利用者や地域の皆さんの安全の確保に努めています。また東京都でも、このような厳しい暴力団情勢から、暴力団排除に向けた条例が制定されます。

様々な取り組みがありますが、暴力団対策に最も有効なのは「住民パワー」です。

皆さんも「暴力団追放 三ない運動」と合わせ、暴力団と交際しないようにしてくださいね。

行政・警察・住民が力を合わせ、みんなで「安全・安心な街」をつくりましょう!!

暴力団追放 三ない運動

- 暴力団を恐れない
- 暴力団に金を出さない
- 暴力団を利用しない

取り組み① 暴力団追放都市宣言

台東区は、暴力団のいない平穏で明るい地域社会の実現に向けて努力することを誓い、暴力団追放都市であることを宣言しています。



暴力団を許さぬ勇気と地域の輪

取り組み② 暴力団追放キャンペーンの実施

「台東区暴力団追放キャンペーン」を年1回実施し、啓発を図っています。



取り組み③ 地域住民による暴力団排除運動

指定暴力団山口組の傘下組織である弘道会小松組が竜泉1丁目に組事務所を昨年新設したことから、組事務所追放のために住民の会が発足し、警察・区と一緒に暴力団排除に向けて取り組んでいます。



暴力団がらみの
ご相談はこちらまで

◆ 暴力ホットライン
(警視庁組織犯罪対策第3課)
☎ 3580-2222 (24時間受付)

◆ (公財)暴力団追放運動推進都民センター
☎ 0120-893-240
(土日・休日を除く午前9時~午後5時)

又は、最寄りの警察までご相談ください。



Aritomi

オリジナル警察グッズ企画・販売・記念品・PR用品・防犯グッズ

有限会社 有富商会 〒173-0001 東京都板橋区本町 11-13 有富ビル TEL 03-3962-6222 URL <http://www.mametan.com/>